GHG関連情報の収集・管理・伝達について事業者が証明する場合

1. 素材生産者：間伐材等由来の木質バイオマス証明）

【別記３】（証明書の様式例）

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明書

令和　 年　 月　 日

　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　事業者の所在地：〒

　　　　　　　　　　　　　　　事業者の名称 ：　　 ○○素材生産者

代表者の氏名 ：

　　認　定　番　号：

　下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

１　間伐材等由来の木質バイオマスの種類

　　（間伐材、保安林から出材された木材、森林経営計画対象森林から出材された木材のいずれかを記載。）

２　伐採許可（届出）年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等

３　森林所在地

４　樹種

５　数量

６　GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）

1. 原料区分

□林地残材等

　　　□その他伐採木

（２）製品輸送区分

　　　トラック最大積載量：□1ｔ車以上　□2t車以上 □4ｔ車以上

□10ｔ車以上 □20t車以上

　　 輸送距離：□10km以下 □20km以下 □30km以下 □40km以下 □50km以下

□100km以下 □150km以下 □200km以下 □300km以下

* 伐採届出書等、保安林伐採許可の通知等関連書類の写し添付。

森林経営計画対象森林から出材された木質バイオマスについては、森林経営計画の認定に係る情報を記載するとともに認定書の写しを添付。

GHG関連情報（２）製品輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、□250km以下、□350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「〔　〕0km」）が可能。

その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。

注　なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（間伐材等由来のバイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能。

GHG関連情報の収集・管理・伝達について事業者が証明する場合

1. 素材生産者：一般木質バイオマス証明）

【別記３】（証明書の様式例）

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明書

令和　 年　 月　 日

　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　事業者の所在地：〒

　　　　　　　　　　　　　　　事業者の名称 ： 　　○○素材生産者

代表者の氏名 ：

　　認　定　番　号：

　下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

１　伐採許可（届出）年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等

２　森林所在地

３　樹種

４　数量

５　GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）

1. 原料区分

□林地残材等

　　　□その他伐採木

（２）製品輸送区分

　　　トラック最大積載量：□1ｔ車以上　□2t車以上 □4ｔ車以上

□10ｔ車以上 □20t車以上

　　 輸送距離：□10km以下 □20km以下 □30km以下 □40km以下 □50km以下

□100km以下 □150km以下 □200km以下 □300km以下

* 伐採及び伐採後の造林届出書等の関係書類の写しを添付。

GHG関連情報（２）製品輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、□250km以下、□350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「〔　〕0km」）が可能。

その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。

注　なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（間伐材等由来のバイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能。

GHG関連情報の収集・管理・伝達について事業者が証明する場合

1. 加工・流通事業者：間伐材等由来の木質バイオマス証明）

【別記３】（証明書の様式例）

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明書

令和　 年　 月　 日

　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　事業者の所在地：〒

　　　　　　　　　　　　　　　事業者の名称 ： 　○○チップ製造事業者

代表者の氏名 ：

　　認　定　番　号：

　下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　樹種

２　数量

３　GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）

（１）原料区分、原料輸送区分

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 原料区分 | 原料輸送区分 | 構成比 | 備考 |
| 間伐材A | ４トン車以上　20ｋｍ | ４０％ |  |
| 間伐材B | １０トン車以上　１0ｋｍ | ６０％ |  |

（２）加工区分

　　□チップ加工

　　□ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）

　　□ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）

（３）製品輸送区分

　　　トラック最大積載量：□1ｔ車以上　□2t車以上 □4ｔ車以上

□10ｔ車以上 □20t車以上

　　 輸送距離：□10km以下 □20km以下 □30km以下 □40km以下 □50km以下

□100km以下 □150km以下 □200km以下 □300km以下

* GHG関連情報（3）製品輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、□250km以下、□350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「〔　〕0km」）が可能。

その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。

注　なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（間伐材等由来のバイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能。

GHG関連情報の収集・管理・伝達について事業者が証明する場合

1. 加工・流通事業者：一般木質バイオマス証明）

【別記３】（証明書の様式例）

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明書

令和　 年　 月　 日

　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　事業者の所在地：〒

　　　　　　　　　　　　　　　事業者の名称 ： ○○チップ製造事業者

代表者の氏名 ：

　　認　定　番　号：

　下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

１　樹種

２　数量

３　GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）

（１）原料区分、原料輸送区分

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 原料区分 | 原料輸送区分 | 構成比 | 備考 |
| 林地残材 | ４トン車以上　20ｋｍ | １００％ |  |
|  |  |  |  |

（２）加工区分

　　□チップ加工

　　□ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）

　　□ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）

（３）製品輸送区分

　　　トラック最大積載量：□1ｔ車以上　□2t車以上 □4ｔ車以上

□10ｔ車以上 □20t車以上

　　 輸送距離：□10km以下 □20km以下 □30km以下 □40km以下 □50km以下

□100km以下 □150km以下 □200km以下 □300km以下

* GHG関連情報（3）製品輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、□250km以下、□350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「〔　〕0km」）が可能。

その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。

　　注　なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（伐採届出書等）を追加記載することで証明書とすることも可能。

GHG関連情報の収集・管理・伝達について事業者が証明する場合

1. 納品書を活用し証明）

【別記３】（証明書の記載事項例）

令和　 年　 月　 日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　納品書（出荷伝票）

様

　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者の所在地：〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者の名称 ：

　　 代表者の氏名 ：

　　　　認　定　番　号：

発地（出荷場所）　　○○チップ製造事業者　○○工場

着地（納入場所）　　○○　発電所

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 樹種 | 品等 | 数量 | 単価 | 金額 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

　　上記の製品は、全て間伐材等由来の木質バイオマスに由来するものであり、適切に選

別されていることを証明します。

　GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）

（１）原料区分　　　間伐材

（２）原料輸送区分

　　　トラック最大積載量：□1ｔ車以上　□2t車以上 □4ｔ車以上

□10ｔ車以上 □20t車以上

　　 輸送距離：□10km以下 □20km以下 □30km以下 □40km以下 □50km以下

□100km以下 □150km以下 □200km以下 □300km以下

（３）加工区分　　チップ加工

（４）チップ輸送区分　トラック最大積載量　４トン車以上

　　　　　　　　　　　輸送距離　　　　　　１５ｋｍ